

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるとは、そ
の翌日)

規則

県有林極印取扱規則及び鳥取県県有林管理員規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

県有林極印取扱規則及び鳥取県県有林管理員規則の一部を改正する
規則

(県有林極印取扱規則の一部改正)

第一条 県有林極印取扱規則(昭和三十二年九月鳥取県規則第三十九号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県営林極印取扱規則

第一条中「県有林」を「県営林」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第八条、第九条及び第十一条第一項中「林務課長」を「造林課長」に
改める。

(鳥取県県有林管理員規則の一部改正)

第二条 鳥取県県有林管理員規則(昭和三十四年十二月鳥取県規則第四十
九号)の一部を次のように改正する。

目次

◇規則 県有林極印取扱規則及び鳥取県県有林管理員規則の一部
を改正する規則

◇告示 字の区域の変更等

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する
調査測定の結果

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業の認可

土地改良法による換地処分

県営土地改良事業の工事の完了

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定(二件)

◇選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

題名を次のように改める。

鳥取県営林管理員規則

第一条中「鳥取県営林」を「県営林」に、「鳥取県営林管理員」を「鳥取県営林管理員」に改める。

第二条中「山林事務所長」を「地方農林振興局長」に、「県有林」を「県営林」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の鳥取県営林管理員規則第二条の規定により鳥取県営林管理員に委嘱されている者は、第二条の規定による改正後の鳥取県営林管理員規則第二条の規定により鳥取県営林管理員に委嘱された者とみなす。

告 示

鳥取県告示第九九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤崎町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による、赤崎（宮木）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十八年八月二十七日現在の地番による。）
大字宮木字土居ノ上	大字宮木字土居ノ上のうち二三六、二三七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮木字潰口	大字宮木字潰口のうち二五九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮木字サナシ垣	大字宮木字サナシ垣のうち二六六の三から二六六の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二六六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮木字四十	大字宮木字四十八の全域 大字宮木字潰口二五九の三と一体をなす国有地の一部 大字宮木字サナシ垣二六六の一と一体をなす国有地の一部 大字宮木字下河原二七二、 <u>二七三</u> （ <u>二七五</u> ）合併、二七四、二七七の一部、二七八の一部、二八一の一部、二八三の一部、二八六の一部、二八七の一部、二八九の一部、二九〇の一部、二九〇の一部、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮木字大河原二九九の一部、三〇〇、三〇一、三〇一の一、三〇二、三〇三の一、三〇三の二、三〇四、三〇五の一部、三〇六、三〇七の二及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字宮木字大河原</p>	<p>大字宮木字屋敷三二二の一部、三三四の一部、三二九から三三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮木字中河原三四一の一部、三四三の一部、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字竹内字上河原六四二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字宮木字屋敷</p>	<p>大字宮木字土居ノ上二三六、二三七の二と一体をなす国有地の一部 大字宮木字大河原三〇五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宮木字屋敷のうち三二二の一部、三二四の一部、三二九から三三二までの一部、三三三の二の一部、三三四、三三五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮木字中河原</p>	<p>大字宮木字大河原二九九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宮木字屋敷三三一の一部、三三二の一部、三三三の二の一部、三三四、三三五及びこれらと一体をなす国有地 大字宮木字中河原のうち三四一の一部、三四三の一部、三四四の三の一部、三四八から三五一までの一部、三五二から三五六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字竹内字土居ノ上</p>	<p>大字竹内字土居ノ上の全域 大字竹内字前河原六三九の二から六三九の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六三九の一と一体をなす国有地の一部 大字竹内字上河原六四二の二の一部、六四二の二の一部及</p>

<p>大字竹内字前河原</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地 大字宮木字サナン垣二六六の三から二六六の五まで及びこれらと一体をなす国有地 大字宮木字下河原二七七の一部、二七八の一部、二七九、二八〇、二八一の一部、二八二、二八三の一部、二八四、二八五、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字竹内字上河原</p>	<p>大字竹内字前河原のうち六三九の二から六三九の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六三九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字竹内字下河原</p>	<p>大字竹内字上河原のうち六四二の二の一部、六四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮木字下河原二八七の一部、二八八、二八九の一部、二九〇の一部、二九〇の二の一部、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮木字中河原三四四の三の一部、三四八から三五一までの一部、三五二から三五六まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>廢止する字の名称</p>	<p>大字宮木字下河原</p>

鳥取県告示第百十号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和五十八年度に実施した農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、大字岩常、大字河崎及び大字太田地内）

二 調査測定の種類

特定有害物質細密調査

三 調査測定の結果

玄米に含まれる重金属の量（単位一キログラム中のミリグラム量）

地 区	調査地点数	カドミウム	
		最高値～最低値	平均値
大字荒金	三	〇、七四～〇、一七	〇、五二
大字院内	二	〇、二九～〇、一〇	〇、二〇
大字長郷	三	〇、二一～〇、〇二	〇、一一
大字高住	三	〇、二九～〇、〇八	〇、二一
大字岩常	一〇	〇、六一～〇、〇五	〇、三一
大字河崎	四	〇、七四～〇、三六	〇、五三
大字太田	五	〇、五四～〇、一八	〇、三五
合 計	三〇	〇、七四～〇、〇二	〇、三三

鳥取県告示第百十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十八年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

近畿くみあい飼料株式会社本社工場	鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取支所	鳥取市湯所町2丁目148倉谷魚粉製造所	鳥取市上味野52戸田商店倉庫	鳥取市倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2丁目148倉谷魚粉製造所	鳥取市上味野52戸田商店倉庫	鳥取市倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2丁目148倉谷魚粉製造所	鳥取市上味野52戸田商店倉庫	鳥取市倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2丁目148倉谷魚粉製造所	鳥取市上味野52戸田商店倉庫	鳥取市倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2丁目148倉谷魚粉製造所	鳥取市上味野52戸田商店倉庫	鳥取市倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町2丁目148倉谷魚粉製造所	鳥取市上味野52戸田商店倉庫
①くみあい標準配合飼料成鶏用エックラックエ17	くみあい標準配合飼料肉牛用やまとワラビー	くみあい配合飼料和牛繁殖連産1号	①くみあい配合飼料成鶏用スターレーン17	50.0雑魚粉	②カネニ印中さう用配合飼料中難用	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料	カネニ印肉豚用配合飼料
58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11	58.11
18.0	11.4	16.3	17.4	55.2	17.3	15.0	17.4	—	—	19.2	—	—	—	—	—	—	—	—
4.6	4.0	2.7	4.9	—	3.9	4.1	3.4	—	—	3.3	3.2	2.4	—	—	—	—	—	—
2.6	3.6	5.6	2.7	—	3.3	3.2	2.4	—	—	5.6	4.2	2.4	—	—	—	—	—	—
11.5	4.3	7.4	11.8	19.2	5.6	4.2	9.8	—	—	1.12	0.74	9.8	—	—	—	—	—	—
3.39	0.61	0.95	3.66	—	1.12	0.74	3.16	—	—	0.71	0.61	3.16	—	—	—	—	—	—
0.80	0.45	0.94	0.73	—	0.71	0.61	0.58	—	—	—	—	0.58	—	—	—	—	—	—

注 1. 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分けて結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第百十二号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(篠波地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町から同町が行う土地改良事業に係る赤碓(宮木)地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十四号

県管土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県管関金地区ほ場整備事業	昭和五十七年三月二十日

鳥取県告示第百十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 八頭郡智頭町大字南方字猪ノ谷奥七二四、字井ノ谷山一四一二から一四一四まで、一四一五の一、一四一五の五、一四一六の一、一四一六の七、字井ノ谷上ミ平一四一八から一四二二まで、字高祖谷一四四五の一、一四四六の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 東伯郡大栄町大字大谷字濱田二〇五七の三、二〇五九の三、二〇六〇の八

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字尾張字尾張谷三六四の二・三六四の八三・三六四の八四・字權現谷三六七の二から三六七の三まで・三六七の五、三六七の六・三六七の一七（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
鳥取打田重徳 開友会	徳田 敏行	徳田美智子	鳥取市西品治三 六四一四	昭和五十八年十一月二十四日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党淀江町支部	主たる事務所の所在地	西伯郡淀江町大字淀江六〇	西伯郡淀江町大字西原四八	昭和五十八年三月十日	政党の支部
自由民主党江府町支部	主たる事務所の所在地	日野郡江府町武庫一三三一	日野郡江府町御机三一〇	"	"
"	代表者の氏名	須山 修次	大下 茂	"	"
"	代表者の氏名	藤原 米治	中田 博	"	"
"	会社責任者の氏名	中尾雄三郎	岡田 京三	"	"
相沢英之境港水産後援会	代表者の氏名	高見 昭規	和田 義孝	昭和五十八年十一月十六日	その他政治団体
"	会計責任者の氏名	和田 安弘	面野 正男	"	"
よきたに寅之亮後援会	代表者の氏名	出井 武雄	谷口 武吉	昭和五十八年三月十日	"
西村尚治後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市富安二一四七	鳥取市戎町四一九	昭和五十八年三月十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
中島勇吉後援会	木山 精	東 芳太郎	米子市旗ヶ崎六一〇一	昭和五十八年十一月二日	その他政治団体
堀江正夫後援会鳥取支部	広吉 卓蔵	中島 淳	鳥取市吉方二〇八	昭和五十八年十一月十五日	"
足立六郎後援会	杉山 正一	若原光五郎	米子市内町一〇二	昭和五十八年十一月三十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
中島勇吉後援会	昭和58年11月21日	(昭和58年3月31日解散)	0円	0円
堀江正夫後援会鳥取支部	昭和58年11月25日	(昭和58年11月20日解散)	0円	0円

1 収入・支出の総額	(1) 収入総額	15,937円	1 本年収入額	(1) 収入・支出の内訳	62,400円
	ア 前年繰越額	15,937円		(2) 支出の内訳	1,714円
	イ 本年収入額	0円		収入の内訳	62,400円
2 支出の内訳	(2) 支出総額	15,937円		寄附 (内訳別掲)	62,400円
	経常経費			個人からの寄附	1,714円
	事務所費	15,937円		合計	1,714円
	合計	15,937円		〔寄附の内訳〕	1,714円
				個人からの寄附	1,714円
				その他	1,714円
				小計	1,714円
政治団体の名称 足立六郎後援会			(2) 支出の内訳		
報告年月日 昭和58年11月30日			経常経費		
(昭和57年12月31日解散)			事務所費		62,400円
1 収入・支出の総額		62,400円	合計		62,400円
(1) 収入総額		62,400円			
ア 前年繰越額		60,686円			

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和38年法律第6号、以下「法」という。)

第5条の3、第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和59年2月10日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 講習の種類別

(1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により、許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	種別	日	時	場	所	受 講 対 象 者
初心者講習		昭和59年3月22日	午前10時30分から	米子市樺町一丁目151	米子市樺町一丁目151	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
			午後4時30分まで	鳥取県米子警察署会議室	鳥取県米子警察署	管内に居住する者
経験者		昭和59年3月2日	午後1時30分から	米子市樺町一丁目151	米子市樺町一丁目151	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
			午後4時00分まで	鳥取県米子警察署会議室	鳥取県米子警察署	管内に居住する者
経験者		昭和59年3月8日	午後1時30分から	鳥取市東町一丁目271	鳥取市東町一丁目271	若美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
			午後4時00分まで	鳥取県庁第二庁舎8階第23会議室	鳥取県庁第二庁舎8階第23会議室	管内に居住する者

講 習 場	昭和59年3月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署 会議室	倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
	昭和59年4月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市権町一丁目 151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）、に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）